

## 情報関連産業立地促進事業費補助金交付要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、情報関連産業立地促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第19条の規定に基づき、情報関連産業立地促進事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象)

第2条 交付要綱第4条第1項第3号の「その他知事が特に必要と認める者」とは、次に該当する者をいう。

- (1) 新たに誘致企業認定を受け県内に拠点を構える企業等

### (雇用要件)

第3条 交付要綱第4条第2項第1号の「特別な事情」とは、使用者の責に帰さない事由により雇用者が退職する場合であって、次に掲げるいずれかに該当することをいう。

- (1) 自己都合による突然の退職
- (2) 雇用者自身の病気、けが、事故等に伴うやむを得ない退職

2 第4条第2項第1号ただし書の「知事がやむを得ない事情があると認めるとき」とは次に該当する場合をいう。

- (1) 事業計画書に基づく新たな事業活動又は事業活動の拡大に対応するため、新規学卒者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6に規定する公共職業能力開発施設を卒業し、卒業後1年を経過しない者をいう。）を採用した場合は、指定の申請日以前6月を限度とする。
- (2) 県外から県内に本社を移転した場合は、移転前に雇用した常用雇用者について、県内の事業所に所属している者に限り新たに雇用した常用雇用者とみなす。
- (3) 事業計画書に基づく事業活動の円滑な実施を図るため、研修、訓練その他業務に対する習熟を図る目的で、指定の申請日以前に雇用した場合は、指定の申請日以前6月を限度とする。

### (計画の変更等)

第4条 交付要綱第7条第2項に規定する「必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当することをいう。

- (1) 操業開始日の180日を超える変更
- (2) 新規常用雇用者数の50%を超える変更
- (3) その他知事が審査委員会の意見を聴くことが適当と判断した場合

### (人材育成費)

第5条 交付要綱第10条第1項第4号に規定する年間を通じた新規常用雇用者数は、次に掲げる算式によって計算した額とする。なお、年間を通じた新規常用雇用者数に1人未満の端数があるときは、それを切り捨てるものとする。

申請期間における各月末の新規常用雇用者数の総和 / 12月

- 2 前項の年間を通じた新規雇用者数は、交付要綱第4条第1号に規定する雇用人数に達していなければならない。ただし、同号に規定する特別な事情があった場合は、前項に規定する端数を切り捨てる前の数が、雇用要件に100分の90を乗じて得た数以上とする。
- 3 操業開始日から起算して1年以内における新規雇用者数については、前項の規定を適用しないものとする。
- 4 申請期間とは、操業開始日を基点とした1年毎の期間をいう。

(その他の補助金との重複交付の取扱い)

第6条 交付要綱第10条第6項ただし書の「知事が別に定める補助金等」については、次に規定する。

- (1) 情報関連産業立地促進事業費補助金と各種補助金の重複交付の取扱いについて（平成27年10月20日施行）

(関係法令の遵守)

第7条 交付要綱第13条に規定する法令その他の関係法規とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）
  - (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
  - (3) 秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和51年3月27日秋田県条例第4号）
  - (4) その他、事業運営上必要とされる法令等
- 2 補助事業者が第1項に規定する関係法令に基づく命令、指導又は勧告を受けた場合は、交付要綱第13条に基づき、指定企業に対し、その内容について速やかに報告するように指示すること。

(退職者の特例)

第8条 退職した雇用者を高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき継続雇用し、退職時に就業していた事業所等と同一の事業所等で就業させる場合は、雇用期間の定めがあっても、継続した常用雇用者とみなすものとする。

(指定の承継)

第9条 交付要綱第18条第3項の「必要があると認めるとき」とは、次に該当することをいう。

- (1) 親会社と子会社の関係、又はそれらと同等とみなされる密接な関係がない者の間で承継される場合
- (2) その他知事が審査委員会の意見を聴くことが適当と判断した場合

附 則

- 1 この要領は、平成27年10月20日から施行する。
- 2 この要領は、平成30年8月1日から施行する。